

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県サービスタビリティ付高年齢者向け住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会

- 遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県サービスタビリティ付高年齢者向け住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五号

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則（平成五年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

（老人居宅生活支援事業に係る届出方法）

第二条 法第十四条、法第十四条の二及び法第十四条の三の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等に係る届出方法）

第三条 法第十五条第二項、法第十五条の二第二項及び法第十六条第一項の規定による

届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

（老人ホーム事業に係る届出方法等）

第四条 法第十五条第三項、法第十五条の二第二項及び法第十六条第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定による認可の申請は、知事が別に定める届出書及び申請書によらなければならない。

2 施行規則第三条第一項に規定する申請書は、知事が別に定める申請書とする。

第五条から第十条までを削る。

第十一条の見出しを「（改善命令に係る措置結果の報告方法）」に改め、同条中「措置結果報告書（様式第十三号）」を「知事が別に定める報告書」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（軽費老人ホームに係る届出方法等）

第六条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による軽費老人ホームの設置経営の届出、同法第六十三条第一項の規定による軽費老人ホームに係る変更の届出及び同法第六十四条の規定による軽費老人ホームの廃止の届出並びに同法第六十二条第二項の規定による軽費老人ホームの設置経営の許可の申請及び同法第六十三条第二項の規定による軽費老人ホームに係る変更の許可の申請は、知事が別に定める届出書及び申請書によらなければならない。

（老人福祉センター事業に係る届出方法）

第七条 社会福祉法第六十九条第一項の規定による老人福祉センターの事業の開始の届出及び同条第二項の規定による老人福祉センターに係る変更又は廃止の届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

第十二条から第十五条までを削る。

第十六条中「第十一条」を「第五条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（有料老人ホームに係る届出方法）

第九条 法第二十九条第一項、第二項及び第三項の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

第十七条を削る。

様式第一号から様式第二十四号までを削る。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際に改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届及び申請書とみなす。

3 この規則の施行の際に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（高齢福祉課）

福島県規則第六号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営蓬萊団地の項中「二十二号棟から二十四号棟まで」を「二十二号棟の二号室、七号室、九号室から十三号室まで、十五号室から二十六号室まで及び二十八号室から三十号室まで、二十三号棟の一号室から十号室まで、十二号室、十三号室、十七号室及び十九号室、二十四号棟の五号室、七号室、八号室、十号室、十三号室、十五号室、十六号室及び十八号室から二十号室まで」に改め、「二十七号室及び三十号室」の下に「二十二号棟の一号室、三号室から六号室まで、八号室、十四号室及び二十七号室、二十三号棟の十一号室、十四号室から十六号室まで、十八号室及び二十号室、二十四号棟の一号室から四号室まで、六号室、九号室、十一号室、十二号室、十四号室及び十七号室」を加え、福島県営柴宮団地の項中「二十三号室、三十四号室から三十六号室まで」を「三十三号室から三十六号室まで」に改め、福島県営錦町団地の項中「一号室、二号室、五号室及び九号室から十六号室まで、三号棟」を「十号室及び十五号室、三号棟の一号室、三号室、六号室、七号室、九号室、十号室、十二号室、十三号室、十五号室、十七号室及び十八号室」に、「三号室、四号室及び六号室から八号室まで」を「一号室から九号室まで、十一号室から十四号室まで及び十六号室、三号棟の二号室、四号室、五号室、八号室、十一号室、十四号室及び十六号室」に改め、福島県営江畑団地の項中「〇・七〇」を「〇・七二」に改め、福島県営勿来酒井団地の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（建築住宅課）

福島県規則第七号

福島県サービスピス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福島県サービスピス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規則（平成十三年福島県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「閲覧所」という。）の下に「及び福島県公式ウェブサイトを加える。第三条中「登録簿」を「閲覧所における登録簿」に改める。第六条を削る。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（建築指導課）

福島県公安委員会

遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月17日

福島県公安委員会委員長 山本真一

福島県公安委員会規則第2号

遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例施行規則（平成4年福島県公安委員会規則第7号）の一部を、次のように改正する。

第5条を次のように改める。
（標識の種類等）

第5条 条例第8条第3項の標識の種類及び様式は次の各号のとおりとする。

一 浮標

- ア 浮玉 別記様式第1号
- イ 浮子 別記様式第2号

二 立標

- ア 表示板 別記様式第3号
- イ 補助板 別記様式第4号

2 前項第二号アの表示板及び同号イの補助板は、水面上に設置するものとする。第12条の次に次の一条を加える。
（委任）

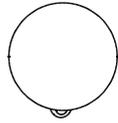
第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、福島県警察本部長が定める。

別表を削る。

附則の次に次の4様式を加える。

別記様式第1号

形状及び寸法



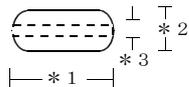
| — * — |

* : 20cm~30cm

色彩は赤色とする。

別記様式第2号

形状及び寸法



* 1 : 20cm~30cm

* 2 : 10cm~30cm

* 3 : 3cm~5cm

色彩は赤色とする。

別記様式第3号

形状及び寸法

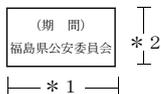


* : 30cm~40cm

色彩は赤色（文字は白色）とする。

別記様式第4号

形状及び寸法



* 1 : 30cm~40cm

* 2 : 10cm~20cm

色彩は赤色（文字は白色）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（地域企画課）